

令和7年度

第24回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和7年6月10日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画に対する意見について
議案第4号	非農地通知について
議案第5号	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について
議案第6号	和歌山市農業委員会委員の辞任について

出席委員（18名）

1 番 井口 健

2 番 中村 弘

3 番 吉中 雅三

4 番 曾根 光彦

5 番 小方 保寛

7 番 谷河 績

8 番 藪 利昭

9 番 小栗 誠二

10 番 森 博克

11 番 笠野 喜久雄

12 番 山本 茂樹

13 番 丸山 勝

14 番 高倉 理行

15 番 堀 良子

16番 湯川 徳弘

17番 貴志 年伸

18番 藤井 友彦

19番 岩橋 章博

欠席委員（1名）

6番 井上 直樹

出席職員

農業委員会事務局

局 長 中村 佳照

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

企 画 員 西森 和子

企 画 員 森元 美沙

主 任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆中村局長 定刻が参りましたので、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第24回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る5月28日、貴志委員、岩橋委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、井上委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、堀委員、湯川委員に申し上げます。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、9件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 1は住所が・・・ですが、自身で管理するとのことです。

No. 3は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が管理するとのことです。

No. 9は住所が・・・ですが、自身で管理するとのことです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更で1件ありました。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたし

ます。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で1件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納で1件ありました。

令和7年4月2日付で受理し、9日付で受理通知書を交付しましたが、届出書に記載した内容に誤りがあったため返納後に再提出となりました。

なお、P10の報告事項農地法第5条第1項の規定による届出のNo.3と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域

内の農地転用の届出で5件ありました。

5月9日付、5月29日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

5月9日付、5月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No.3とNo.4は、使用貸借権設定でNo.3につきましては、P7の報告事項農地法第5条受理通知書の返納についてのNo.1と関連です。

以上です。

◆会長（谷河 續） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

No.7を先議とさせていただきます。
丸山委員一時退席をお願いします。

・・・丸山委員退席・・・

◆清瀧主任 番外、先議のため最初にNo.7について説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許

可申請で1件ありました。

この案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号No. 7について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号No. 7は可決と決定しました。

・・・丸山委員着席・・・

続いて、No. 7以外について

◆清瀧主任 番外、No. 7以外について説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、不許可条件である農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。

なお、No. 2は市街化区域、No. 4は新規耕作で作付けは水稻を予定、大型農機具は知人より借り受け農業指導を受けながら耕作予定、No. 5は市街化区域の新規耕作で作付けは蔬菜を予定、耕運機や草刈り機を所有、No. 6は新規耕作で作付

けはレモンやみかんを予定、トラクターはリースを予定、No. 8は新規耕作で作付けは蔬菜を予定、耕運機等の農機具は整地後購入を予定しております。

また、No. 4、No. 8は現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。
以上です。

◆会長（谷河 績） No. 4について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 5月28日に貴志委員、事務局と現地調査並びに事情聴取を実施しました。

申請地は集落に接続する耕作放棄地でした。

申請書では、父名義の農地が申請地南にあり、申請地と一体利用が見込め、水稻を作付けするとの事です。

必要な農機具は、田植え機、トラクター、コンバインすべてリースで、農業技術は父から教わったとなっています。

事情聴取には本人1人が出席されました。質問内容として、現在の職業は・・・です。

作付けする水稻の種類はと聞きましたところ、特に明確な答えが返ってきません。

苗はどうするのか、何箱いるのかと聞きました。

これも明確な答えがなく、同じ地区の・・・に協力してもらうとの返答でした。

申請書に記入のない乾燥機、軽トラはどうするのかと聞きましたが、これも・・・からすべて借りるとの事でした。

以上が聞き取り内容でした。

申請地は第1種農地であり転用はできない旨事務局から説明ありました。

自ら耕作しないで、すべて小作に出すつもりなら、許可できないと伝えています。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

続いて、No. 8について、貴志委員さん報告願います。

◆17番（貴志 年伸） 去る5月28日に岩橋委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

本申請は農地法第3条の規定による許可申請であります。

事情聴取には申請人本人である・・・が出席されました。

申請地は・・・計5筆で1,947㎡、現況は水田ではなく畑になっています。

申請人は・・・を経営しております。

営農に必要な農機具は・・・パワーショベルで整地してから小型の耕運機と散布機を購入予定です。

水は池があるのですが汚いので使わずに、打ち込み井戸の予定と聞いております。

栽培につきましても野菜を中心に行い、出来た食材は・・・で使用するということでした。

無農薬でとのことでしたが周りに水田もあるので適切な農薬の使用をお願いしました。

以上のことについて特に問題ないものと思われませんが皆様の慎重なご審議の程よろしく願います

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第1号No. 7以外について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） 私、先程の報告で自分の考えを言っていなかったのと言わせていただきます。

新規就農ということで効率的に農地を利用するのか、水稻を栽培する知識があるかという事を聞いたかったのですが、明確な答えがなかったので不許可にするとは言い難いと思いますが、しかし機械、技術全てが他人頼りです。

こういうことを担保するためにも・・・からの機械を貸します、技術を指導しますといった書面をいただけたらと思います。

これは新規就農者全てにおいてですが、地元の小栗委員さん、西川推進委員さんに経過観察をお願いしたいと思います。

以上です。

◆1番（井口 健） 今の件ですが事務局としては法的にはどうでしょうか。

◆清瀧主任 番外 法的には申請時に農機具が揃っていないといけないということはありませんので、その点では問題ないと思います。

ただ、事情聴取のときに岩橋委員が言われたように回答が曖昧であったのも確かです。

これについては具体的な内容を理由書等を作成してもらい、その提出をもって許可相当とするのでは如何かと思います。

◆会長（谷河 績） 事務局の提案で・・・の書面の添付を条件に可決決定ということによろしいですか。

（異議なし、との声）

No. 4以外もよろしいですか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号No. 7以外についても

可決と決定しました。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元企画員 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は現在、和歌山市内で暮らしていますが、将来を見据え新居の建築を検討していたところ、祖母から土地を借りることができ、祖母の住居にも近い、当該申請地を個人住宅として転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で開発許可申請中です。

No. 2 申請地は・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地西側の隣接地でシェアハウスを始めるにあたり、住人の駐車スペースがないことから当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・法人で、・・・の橋梁架け替え工事の事業拡大に伴い、搬入資材が増加し、新たな資材置場が必要となったことから、当該申請地を露天資材置場と露天

駐車場へ転用申請するものです。

なお、賃借権の設定で、・・・までの一時転用となるため、最終的には農地へ原状回復いたします。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は申請地北側で・・・を営む法人で、業績向上により、・・・を保管するスペースが不足していることから、当該申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・法人で、盛土補強工事を行うにあたり、工事箇所までの工事進入路や作業員・関係者用駐車場及び資材を置くスペースが必要なことから当該申請地を転用申請するものです。

なお、賃借権の設定で、・・・の一時転用となるため、最終的には農地へ原状回復いたします。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

なお、No. 2とNo. 4につきましては、国通知の資材置場等の取扱いに基づき、工事完了後3年間は、事業の実施状況について報告する旨を、許可条件へ付与することが相当と思われます。

また、No. 5については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5について、

現地調査並びに事情聴取を行っていますので岩橋委員さん報告願います。

◆19番（岩橋 章博） 5月28日に貴志委員、事務局と現地調査並びに事情聴取を実施しました。

申請地は資料の地図のとおり、・・・の法面に沿った農地です。

地権者は6名で、農地の現況は作付けされていないものの、管理されている状況です。

・・・への道路に沿っているが、大型トラックがどうにか通れる程度の道でした。

事情聴取には・・・が出席されました。

申請理由は高速道路法面の盛土補強工事のための進入路、資材置場、駐車場との事でした。

契約額は・・・で、すべて自己資金、地元説明は昨年6月22日に済んでいるとの事です。

・・・からの進入は出来ない理由を尋ねると、

契約時点では・・・からの予定だったが、・・・ではすでに耐震補強工事が進んでいたため、急遽・・・からの進入路等が必要となったとの事でした。

工事内容は法面に幾つかの穴をあけコンクリートを注入していき、進入路は土木シートの上からアスファルト敷き、資材置場と駐車場は碎石仕上げとの事でした。

ダンプは・・・から進入し、1日約10台程度で、工事からの排水は、汚泥処理後に・・・に放流するとの説明でした。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借の設定で、新規の契約が9件ありました。

使用貸借権が8件、賃貸借権が1件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

面積は、田のみで14,940㎡です。

なお、No.5は藪農業委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 非農地通知について、提案いたします。

No.1を先議とさせていただきます。

藪委員一時退席をお願いします。

・・・藪委員退席・・・

◆清瀧主任 番外、先議のため最初にNo.1について説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和7年4月15日、東山東地区木枕で

(19件、29筆)を藪農業委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書の提出がありました。

面積は田が1筆485㎡、畑が1筆1,401㎡、合計1,886㎡です。

非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号No. 1について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号No. 1は可決と決定しました。

……藪委員着席……

続いて、No. 2について。

◆清瀧主任 番外、No. 2について説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4(3)の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。令和7年5月12日、山口地区滝畑で(8件、23筆)を西川推進委員と共に現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象

であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書1件の提出がありました。面積は田が3筆1,639㎡、畑が1筆276㎡、合計1,915㎡です。

議案書番号2について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施等)が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号No. 2について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号No. 2についても可決と決定しました。

議案第5号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明します。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、毎年、前年度の活動の点検・評価を行い、公表することとなっています。

P1は、令和6年4月1日現在の、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

P2上段から中段にかけては、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しています。P2中段の③をご覧ください。

令和6年度の新規集積面積の実績は、1. 2 h a となっています。

これは、新規で担い手へ集積された農地面積から、担い手が規模縮小等の理由で手放したまたは更新しなかった面積の差し引きの面積となっています。

集積面積、集積率ともに概ね目標を達成しました。

P 2 下段から P 3 上段にかけては、遊休農地の発生防止・解消について記載しています。

P 3 上段の③実績をご覧ください。

令和6年度の実績は、令和3年度までに発生した遊休農地については、解消目標 2. 6 h a に対し、3. 2 h a の遊休農地を解消しました。

また、令和5年度に新規で発生した遊休農地については、解消目標 4. 7 h a に対し、1. 8 h a の遊休農地を解消しました。

令和3年度までの目標は達成しましたが、令和5年度新規の遊休農地については、目標値までは達していないため、今後、さらなる解消対策が必要です。

P 3 下段から P 4 上段にかけては、新規参入の促進について記載しています。

P 4 上段をご覧ください。

こちらは、利用権設定等に関して、令和6年度中に新規参入者に貸し付けた農地所有者の農地面積を記載しています。

令和6年度の目標 4. 2 h a に対し、3. 7 h a となっています。

また、新規参入者の参入状況についても、過去3年間の平均が23経営体 4. 7 h a に対し、令和6年度の実績は、41経営体、5. 6 h a と増加しています。

これは、農地法第3条の下限面積要件撤

廃後、新規の農地取得者が増加しているためです。

P 4 中段から P 5 中段にかけては、最適化活動の実績を記載しています。

活動強化月間の活動実績として、令和7年1月から3月にかけて戸別訪問等を行いました。

また、新規参入相談会として、令和7年2月に、県主催のUIターン就農相談フェアに出席しました。

P 5 下段については、これらの成果実績及び活動実績の達成率を集計し評価しており、和歌山市農業委員会の成果としては、目標に対して期待を上回る結果が得られたとなりました。

P 6 については、総会等の開催内容、農地法第3条事務、農地転用事務の処理件数、違反転用への対応等について記載しています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号を可決と決定しました。

議案第6号 農業委員会委員の辞任について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明します。

令和7年6月2日付けで、農業委員会委員 井上直樹氏より、農業委員会委員を辞任したい旨の申出が和歌山市長あてでありましたので、農業委員会等に関する法律第1

3条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。

井上委員から辞任願の提出をいただいておりますので、朗読させていただきます。

「辞任願 一身上の都合により令和7年6月30日付をもって和歌山市農業委員会委員を辞任したいので、承認されたくお願い致します。 令和7年6月2日 井上直樹」

なお、農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号を可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので第24回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会